

基本協定書

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、島根県（以下「県」という。）と（以下 社を総称して「事業予定者」という。）とは、以下のとおり基本協定を締結する（以下「本基本協定書」という。）。

（趣旨）

- 第1条 本基本協定書は、本件事業について事業予定者が落札者として決定されたことを確認し、事業予定者の設立する本件事業の遂行者（以下「事業者」という。）と県との間で締結する、本件事業に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、県及び事業予定者双方の協力について必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業契約は、本件事業に関する入札手続において既に提示した事業契約書案を基に締結するものとする。

（努力義務）

- 第2条 県及び事業予定者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

（事業者の設立）

- 第3条 事業予定者は、本基本協定書締結後、速やかに事業者となる会社法上の株式会社を設立し、その商業登記簿謄本を県に提出するものとする。
- 2 事業予定者は、前項により設立する株式会社の本社所在地を島根県内におくこととする。
- 3 事業予定者は、事業者を設立する際、事業者の定款に、株式の譲渡にあたり取締役会の承認を要する旨の定めをおくものとする。

（事業予定者の株式処分等）

- 第4条 事業者への出資は、本件事業に関して行った入札手続で、事業予定者が県にあらかじめ明らかにした者の出資比率が50パーセントを超えるように出資するものとし、事業予定者を代表する企業の出資比率は出資をする者の中で最大にするものとする。
- 2 事業予定者が事業者の株式の譲渡、事業者の株式への担保権等の権利の設定その他の処分行為をする場合には、県の書面による事前の承認を得なければならない。
- 3 事業予定者は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行等をする場合

には、事業者をして、県の書面による事前の承認を得させなければならない。

- 4 本条各項で定める県による事前の承認を得る条件として、事業予定者は、新たに出資者になろうとする者又は権利の譲受人等の利害関係人を明らかにした上、事業予定者並びに契約上の地位及び権利の譲受人が本件事業に支障となる行為を行わず、本件事業の円滑な遂行を確約する旨の書面を県に対して提出しなければならない。
- 5 本条の承認を行うに当たり、県は、本条4項により提出された書面を検討した上、本条4項に定める条件が満たされており、本件事業の公共性に照らして支障がないと合理的に認定し得る場合に限り、当該事前承認をなすものとする。

(事業契約)

- 第5条 県及び事業予定者は、本件事業に関する入札手続において既に提示した入札説明書に記載した事業日程に沿って、事業契約を県と事業者との間で締結せしめるものとする。
- 2 事業契約は、県及び事業者が事業契約書に日付を付し押印した日をもって効力を生じるものとする。

(準備行為)

- 第6条 事業契約締結前であっても、事業予定者は、本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。
- 2 前項の準備行為には、島根県立こころの医療センター(仮称)整備・運営事業の事業者からの引継ぎを含むものとする。
- 3 県は、事業予定者が実施する準備行為について、必要かつ可能な範囲で事業予定者に対して協力するものとする。
- 4 事業予定者は、前項の協力の結果を、事業契約締結後、事業者に速やかに引き継ぐものとする。
- 5 事業予定者は、事業契約の締結の前までに、事業者が事業契約に基づく県に対する債務を故意に履行しないことにより県に損害が発生した場合の損害賠償債務について、出資者間で当該損害賠償債務を連帯保証するよう出資者と取り決めるものとする。

(事業予定者の義務)

- 第7条 事業予定者は、事業者の資金不足時には、自らの責任と費用において本件事業の円滑かつ継続的・安定的な運営のために追加出資等を含む、必要と認められる合理的な措置をとらねばならない。
- 2 本条1項に定める事業予定者による追加出資等の程度及び回数などについては、県と事業予定者が協議のうえ決定するものとする。

- 3 事業予定者が事業者に損害賠償債務を有し、事業者が同一の事由に基づき県に損害賠償債務を有している場合には、事業予定者は県に対して優先して当該債務を支払うものとする。
- 4 事業予定者は、事業者が事業契約の終了又は解除時に負担する債務及び事業者の解散後に県又は第三者により新たに請求される債務につき、事業者の解散決議の前までに事業者よりこれを承継するなど必要な措置をとるものとする。

(契約不成立の場合の処理)

第8条 県の責めに帰すべき事由により事業契約が成立するに至らない場合は、事業予定者が本件事業の準備に関して支出した合理的範囲内の費用は県の負担とする。

- 2 事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約が成立するに至らない場合は、県が本件事業の準備に関して支出した合理的範囲内の費用は事業予定者の負担とする。
- 3 県及び事業予定者のいずれの責めに帰すべからざる事由により事業契約が成立するに至らない場合は、それまでに県及び事業予定者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

(秘密保持)

第9条 県及び事業予定者は、本基本協定書に関する事項（公表されたものを除く。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者（県側及び事業予定者側のアドバイザーを除く。）に開示しないこと及び本基本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、県が条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本基本協定書の効力)

第10条 本基本協定書は、事業契約締結後も事業契約が継続している間は効力を有し、県及び事業予定者を拘束するものとする。

(事業予定者の扱い)

- 第11条 事業予定者を構成する者は、事業予定者を代表する企業を定め県にこれを通知するものとする。この場合、県は代表企業を本基本協定書上の当事者とみなすものとする。
- 2 県と代表企業との間での取り決めの効果は、事業予定者のすべてに同様に及ぶものとする。

以上を証するため、本基本協定書を式通作成し、県及び事業予定者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

島根県出雲市姫原4丁目1-1
島根県
島根県病院事業管理者

